

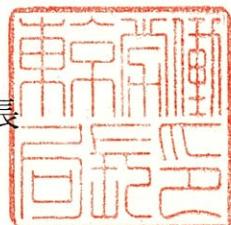


東労発基 0523 第 3 号

令和 4 年 5 月 23 日

一般社団法人東京建設業協会長 殿

東京労働局長



死亡災害撲滅を目的とした現場パトロールの強化等について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東京労働局管内の建設業における労働災害の発生件数は、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少してきましたが、令和 3 年の死亡者数は 28 人（速報値）で前年の 14 人（確定値）に比べて倍増しています。また、本年における死亡者数は 5 月 18 日時点で 13 人と前年同期と比べてさらに 1 人増加しており、極めて憂慮すべき状況であるといえます。

当局においては、急増する建設業の死亡災害の撲滅に向け、昨年度に実施した Safe Work TOKYO 建設死亡災害緊急対策をはじめ、本年 4 月においても労働災害防止の取り組みに向けた決起集会を開催するなど、各種取組を行ってきたところですが、5 月に入っても死亡災害に歯止めがかかっておらず、第 13 次東京労働局労働災害防止計画の目標達成が困難であると危惧されます。

このため、当局においては建設業の死亡災害の撲滅を図るため、6 月 1 日から 7 月 31 日までを「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間」と設定し、別添に定めた実施要綱により、同期間内において建設現場に対するパトロールの強化等の各種取組を展開いたします。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員に同取組期間及び実施要綱を周知するとともに、死亡災害撲滅を目指した現場パトロールの強化等の対応について特段の御理解、御協力をお願いいたします。



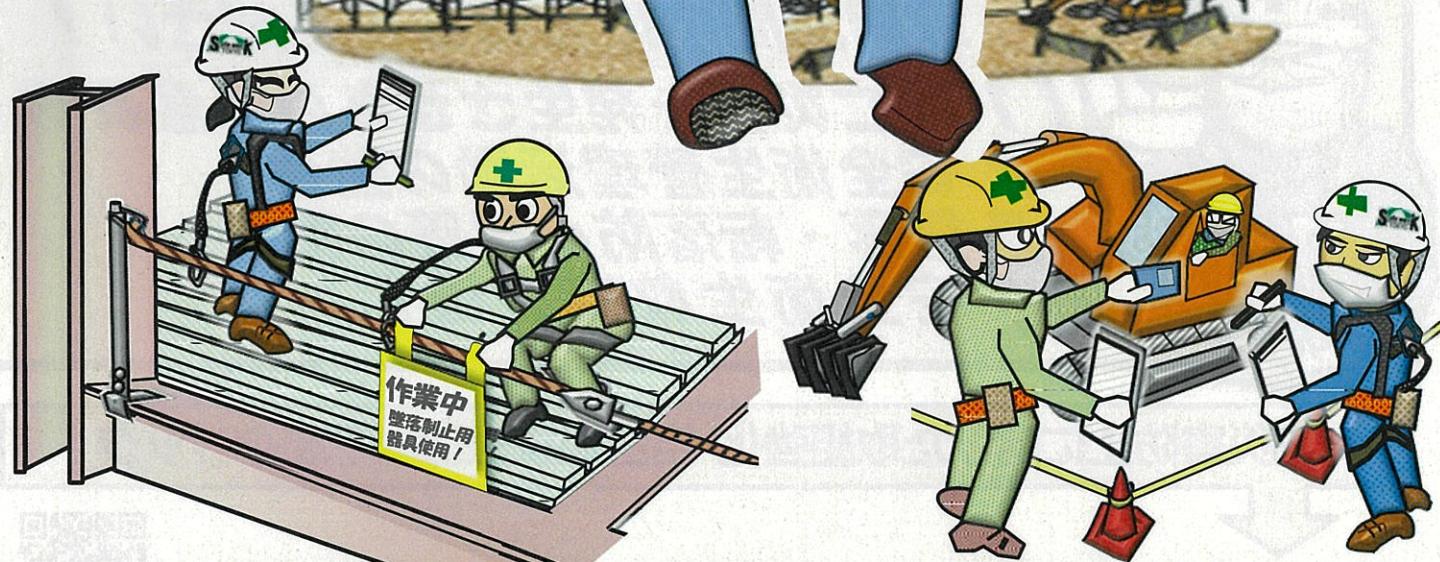
令和4年6月1日～7月31日

SafeWork建設現場 死亡災害撲滅取組期間

東京労働局（労働基準監督署）では、
集中的現場パトロールを実施します！

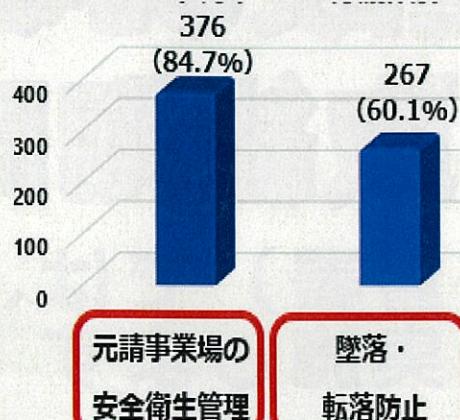


店社パトロール及び現場巡回の
強化をお願いします！

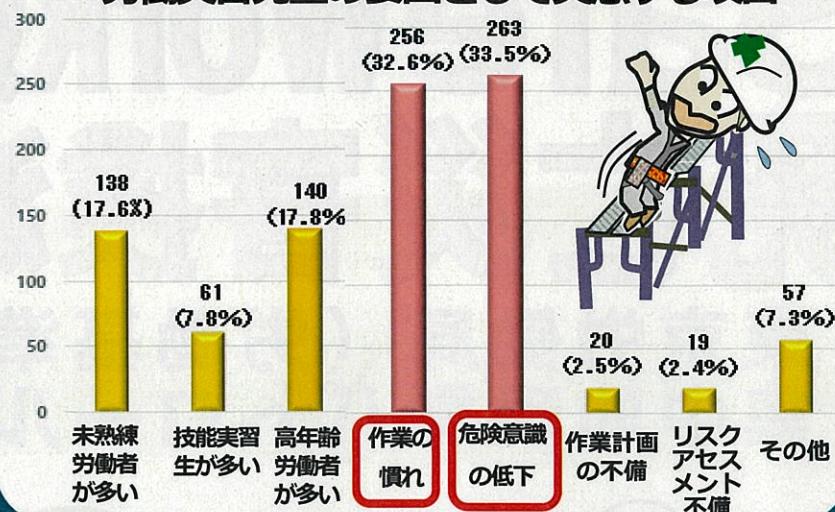


集中的現場指導結果1（令和3年6月）

現場指導違反事項 (6月実施：785現場)

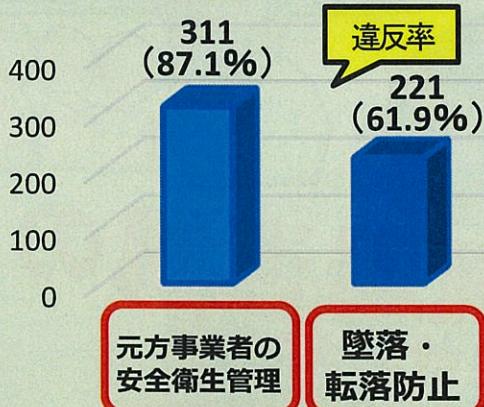


労働災害発生の要因として実感する項目

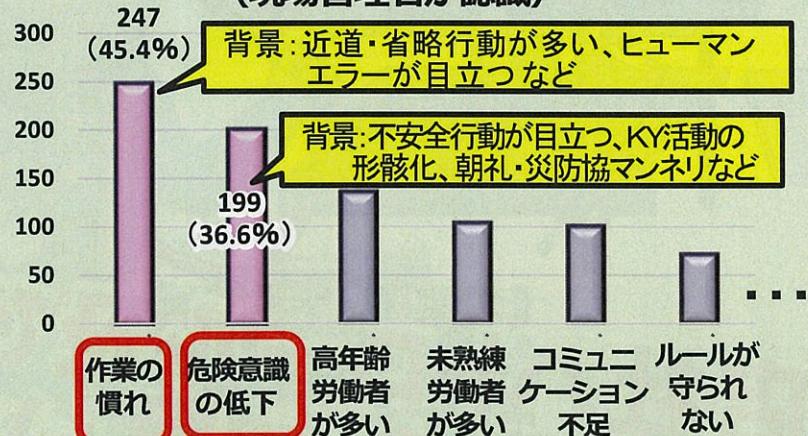


集中的現場指導結果2（令和3年12月）

現場指導の違反事項 (12月実施：544現場)



労働災害発生の要因として実感する項目 (現場管理者が認識)



- ✓取組期間中に実施してください！
- 1 死亡災害を発生させない決意表明
 - 2 安全衛生管理活動の強化
 - 3 墜落・転落防止対策の徹底
 - 4 安全衛生教育の強化

労働災害防止に向けた取組強化 自主点検表は以下をクリック！

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/newpage_00017.html





東京労働局 Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間実施要綱

1 趣旨・目的

令和4年の東京労働局管内における建設業の死亡者数は、5月18日時点で13人と前年同期（12人）に比べ1人増加しており、この状況が続くと第13次東京労働局労働災害防止計画の建設業における数値目標（死亡者数23人以下）の達成が困難であると危惧される。

内訳をみると、死亡者数全体の約7割が墜落・転落によるものであり、墜落制止用器具の未使用等、基本的な災害防止対策が十分に講じられていない状況が認められる。

のことから、当局では「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間」を設定し、現場指導等の強化を図るとともに、都内の建設関係労働災害防止団体等を通じ、建設事業者に対して現場パトロールの強化要請の実施など、建設業における死亡災害の撲滅を図るため、各種の取組を行うこととする。

2 取組期間

令和4年6月1日～7月31日

3 東京労働局・労働基準監督署の実施事項

- (1) 東京労働局長による「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間」の実施についての発信
- (2) 建設業労働災害防止協会東京支部等関係団体、発注者、大手建設事業者に対する死亡災害撲滅を目的としたパトロール強化の要請（局）
- (3) 東京労働局長による大規模建設工事現場に対するパトロールの実施
- (4) 局幹部と建設業労働災害防止協会東京支部との合同による安全衛生管理確認パトロールの実施
- (5) 建設工事に対する現場指導の集中的実施
- (6) 建設業労働災害防止協会東京支部各分会との合同パトロールの実施（署）

4 労働災害防止団体、発注者等関係機関の実施事項

- (1) 「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間実施要綱」を会員事業者、関係業者等への周知、取組要請
- (2) 上記3の実施事項への支援、協力
- (3) 会員事業場に対する安全衛生活動の指導、援助
- (4) 現場パトロール等の実施、支援

5 建設事業者（元方事業者）の実施事項

- (1) 「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間実施要綱」の関係労働者等への周知
- (2) 店社パトロールの実施強化（施工現場に対する集中的安全総点検の実施）
- (3) 施工現場に対する統括管理の強化等
 - ① 死亡災害を発生させない旨の現場管理者による決意表明、発信
 - ② 安全衛生管理活動の強化（巡視の励行と安全総点検、計画段階におけるリスクアセスメントと作業開始前KY活動の的確な実施、熱中症予防対策の徹底など）
 - ③ 墜落・転落防止対策の徹底（高所作業自体が少なくて済む工法の採用、有効な作業床の設置、作業床の設置が困難な場合における防網の設置及び墜落制止用器具の使用徹底、足場における墜落防止措置及び点検の的確な実施など）
 - ④ 新規入場者等に対する安全衛生教育の強化（危険意識の向上、不安全行動の禁止、安全な作業手順の遵守と理解度の確認など）

6 その他

東京労働局では、上記取組期間の実績等結果について公表を行う。